

国民健康保険税の限度額変更について

国民健康保険の会計（国保会計）は、加入者の国保税と国・県などの負担金、市からの繰入金等を主な財源として運営し、医療費の給付を行っています。給付費は加入者が病院で受診した治療費などで、本人が医療機関の窓口で支払った分（原則3割）を除いた分（市が7割負担）のことです。このように国保会計は、一つの独立的性格を持つため、特別会計とされて独立採算で運営することになっていきます。

市では、加入者皆さんの医療に要する費用が増大していることから、国保事業の健全な財政安定を図るため、本年度から、加入者の方に国保税の限度額変更をお願いせざるを得なくなりました。加入者の方には、負担が増えることとなりますが、加入者皆さんがお互いにお金を出し合い、みんなで助け合い支えあう国民健康保険制度の趣旨に、ご理解ご協力をお願いいたします。



限度額の改正

※医療分・支援金分・介護分について、それぞれ計算されますが、限度額が設定されています。（右記表参照）

※所得額が世帯全体で一定額以下の場合、国保税が減額（7割・5割・2割分）となる場合があります。（申請不要）

※疾病・失業・廃業・事業不振等により前年中の合計所得額が300万円以下の世帯において、加入者の当該年中の所得見込額の合計が、前年中の所得額の合計に対して2分の1以下に減少し、国保税の納付が困難と認められる場合には、申請により国保税を減免することができる場合があります。ただし、現金・預金の保有状況により認められない場合があります。（申請必要）

	平成21年度	平成22年度
医療分	47万円	50万円
支援金	12万円	13万円
介護分	10万円	10万円
合計	69万円	73万円

国民健康保険税の口座振替について

日ごろ、忙しい方やうっかり国保税を納め忘れしまいがちな方のために、簡単に便利な口座振替をおすすめします。口座振替とは、市の指定金融機関などがあなたにかわって預貯金口座から納期ごとに自動的に振替納付する制度です。

◆申し込み手続き

市指定の金融機関で取り扱いしています。金融機関窓口にある「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、お申し込みください。※届出印が必要です。

【取扱金融機関】

常陽銀行・茨城みなみ農業協同組合・みずほ銀行・三井住友銀行・筑波銀行・茨城県信用組合・水戸信用金庫・東日本銀行・結城信用金庫・ゆうちょ銀行



国民健康保険税を滞納すると

特別の事情がないのに国保税を滞納すると、未納期間に応じた次のような措置がとられます。

- 滞納が一年未満の場合
通常より短い有効期限の短期被保険者証に変更になります。
- 滞納が一年以上続く場合
短期被保険者証の交付後、納税相談が行われてもなお引き続き一年以上滞納が続くと、資格証明書が交付されます。

この場合、医療費は全額自己負担になります。

- 資格証明書が交付後さらに滞納が続くと、財産の差押など処分を受ける場合があります。

医療福祉費受給者証 更新のお知らせ

（母子・父子・重度障がい者・65歳以上重度障がい者の方）

現在使用している医療福祉費受給者証は、6月30日(水)で使用できなくなりますのでご注意ください。

7月からの医療福祉費受給者証は、6月下旬に郵送します。

※平成22年度の所得が分からない方や未申告の方については、所得の確認がとれないと医療福祉費受給者証を発行することができません。所得の確認がとれない方には、その旨の通知文を郵送します。所得の確認がとれない方は、医療福祉費受給者証を発行します。



※65歳以上75歳未満の重度心身障がい者で医療福祉制度（マル福）該当の方は、後期高齢者医療保険に移行しないと受給できなくなりますのでご注意ください。

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58
2111（内線1184）

問 伊奈庁舎国保年金課 ☎ 58
2111（内線1181）